

北朝鮮による日本人拉致問題の早期解決を求める意見書

平成14年、北朝鮮は日本人の拉致を認め、我が国の拉致被害者5人とその家族の帰国が実現した。しかし、その後10年の歳月が経過したが、5人の帰還以外全く進展が見られない。拉致問題は重大な主権侵害であり、かつ許しがたい人権侵害である。

政府は、現在、この5人を含めた17人を北朝鮮による拉致被害者として認定しているが、認定された被害者以外にも北朝鮮による拉致の可能性を排除できない人たちが存在している。これらの方々を含む全ての拉致被害者の帰国を待ち望んでいる御家族の高齢化が進んでいることから、一刻も早い問題の解決が求められている。

平成18年以降、政府は首相を本部長とする対策本部をつくり、担当大臣を任命して被害者救出に取り組んでいるが、いまだ具体的成果を上げることができないでいる。

昨年末、拉致の責任者である金正日総書記が亡くなり、金正恩氏が後継者に選出された。この機会に日本人拉致を認める契機になった日朝平壤宣言の基本的姿勢に立ち、互惠と協力による信頼関係を構築しながら、拉致問題の解決を図らなければならない。

よって、国会並びに政府におかれては、北朝鮮をめぐる情勢が大きく変化しているこの機を捉え、全ての拉致被害者の方々の一刻も早い帰国の実現に向け、全力で取り組むよう強く要請する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成24年12月20日

沖 縄 県 議 会

衆 議 院 議 長	} あて
参 議 院 議 長	
内 閣 総 理 大 臣	
外 務 大 臣	
拉 致 問 題 担 当 大 臣	